六　心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算及び長期継続頭蓋内脳波検査の施設基準
(1)　当該検査を行うにつき十分な専用施設を有している病院であること。
(2)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師が配置されていること。
(3)　緊急事態に対応するための体制その他当該療養につき必要な体制が整備されていること。
六の二　植込型心電図検査の施設基準
　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
六の三　胎児心エコー法の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
六の四　皮下連続式グルコース測定の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
六の五　時間内歩行試験の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
六の六　ヘッドアップティルト試験の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
六の七　人工膵臓の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師が配置されていること。
(2)　緊急事態に対応するための体制その他当該療養につき必要な体制が整備されていること。
七　光トポグラフィーの施設基準
(1)　抑うつ症状の鑑別診断の補助に使用する場合の診療料を算定するための施設基準
イ　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
ロ　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(2)　適合していない場合には所定点数の百分の八十に相当する点数により算定することとなる施設基準
イ　当該検査を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。
ロ　イに掲げる検査機器での検査を目的とした別の保険医療機関からの依頼により検査を行った症例数が、当該検査機器の使用症例数の一定割合以上であること。
八　脳磁図の施設基準
(1)　当該検査を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
九　中枢神経磁気刺激による誘発筋電図の施設基準
(1)　当該検査を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。
(2)　(1)に掲げる検査機器での検査を目的とした別の保険医療機関からの依頼により検査を行った症例数が、当該検査機器の使用症例数の一定割合以上であること。
十　神経学的検査の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
十の二　補聴器適合検査の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な装置・器具を有していること。
十一　コンタクトレンズ検査料の施設基準
(1)　通則
イ　当該検査を含む診療に係る費用について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
ロ　当該検査を受けているすべての患者に対して、当該検査を含む診療に係る費用について説明がなされていること。
(2)　コンタクトレンズ検査料1の施設基準
次のいずれかに該当すること。
イ　当該保険医療機関を受診した患者のうち、コンタクトレンズに係る検査を実施した患者の割合が三割未満であること。
ロ　当該保険医療機関を受診した患者のうち、コンタクトレンズに係る検査を実施した患者の割合が四割未満であり、かつ、当該保険医療機関内に眼科診療を専ら担当する常勤の医師が配置されていること。
十一の二　ロービジョン検査判断料の施設基準
　当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき必要な常勤の医師が配置されていること。
十二　小児食物アレルギー負荷検査の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
十三　内服・点滴誘発試験の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
十四　センチネルリンパ節生検の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
十五　CT透視下気管支鏡検査加算の施設基準
(1)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な機器を有していること。

第六　画像診断
一　画像診断管理加算の施設基準
(1)　画像診断管理加算1の施設基準
イ　放射線科を標榜している保険医療機関であること。
ロ　当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の医師が配置されていること。
ハ　画像診断管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(2)　画像診断管理加算2の施設基準
イ　放射線科を標榜している病院であること。
ロ　当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の医師が配置されていること。
ハ　当該保険医療機関において実施されるすべての核医学診断及びコンピューター断層撮影診断について、ロに規定する医師の指示の下に画像情報等の管理を行っていること。
ニ　当該保険医療機関における核医学診断及びコンピューター断層撮影診断のうち、少なくとも八割以上のものの読影結果が、ロに規定する医師により遅くとも撮影日の翌診療日までに主治医に報告されていること。
二　遠隔画像診断による写真診断（歯科診療以外の診療に係るものに限る。）、基本的エックス線診断料（歯科診療以外の診療に係るものに限る。）、核医学診断及びコンピューター断層診断の施設基準
(1)　送信側
　離島等に所在する保険医療機関その他の保険医療機関であって、画像の撮影及び送受信を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。